大阪維新の会吹田市議会議員団「大阪維新の会・吹田」団則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本議員団は、大阪維新の会吹田市議会議員団「大阪維新の会・吹田」 と称し(以下「本議員団」と称す)、その事務所を吹田市役所内に置く。

(理念・目的)

第2条 本議員団は、大阪維新の会綱領に定める理念を基本として、不断の 行政改革を実践し、既存の枠組にとらわれない都市制度の推進、吹田市の 発展と住民生活の向上に貢献するという理念を持つ。また、その理念の下、 議員としての研損を積み、吹田市議会において一致団結し民主的に政策を 反映させることで、吹田市域の隆盛を図ることを目的とする。

第2章 構成

(構成)

- 第3条 本議員団は、次の各号に掲げる者で構成する。
 - 一 「大阪維新の会」に所属する吹田市議会議員
 - 二 吹田市議会議員であり、議員団総会で入団を承認された者

(入団)

- 第4条 「大阪維新の会」に所属する吹田市議会議員は、本議員団に入団しなければならない。
- 2 「大阪維新の会」に非所属の吹田市議会議員は、議員団総会において承認を得た場合に限り、本議員団に入団することができる。
- 3 前2項に該当する者であっても、著しい反議員団行為があった場合は、

本議員団への入団を留保することができることとする。

4 前項の行為があった者で本議員団への入団を希望する者は、綱紀委員会 に釈明の文書を提出し、綱紀委員会の議を経たのち、議員団総会で入団の 可否を決定するものとする。

(離団)

第5条 団員が本議員団を離団しようとする場合は、代表に離団届けを提出し、議員団総会の承認をもって受理するものとする。

第3章 機 関

(議員団総会)

- 第6条 本議員団の最高意思決定機関を議員団総会とする。
- 2 議員団総会は、本議員団の運営及び議会活動に関する重要事項、並びに 本団則に定めのない事項を決定する。
- 3 議員団総会は、所属議員の2分の1以上の出席により成立し、過半数を もって決する。
- 4 議員団総会は、必要に応じ代表が招集する。
- 5 代表は、所属議員の3分の1以上の要請があった場合には、速やかに議員団総会を招集しなければならない。
- 6 代表が前項の要請を受けても速やかに議員団総会を開催しない場合な ど必要があるときは、団員が議員団総会を招集することができる。
- 7 議員団総会は、原則公開とする

(政務調査会)

- 第7条 本議員団に、政策の調査研究及び立案をするため、政務調査会を置 く。
- 2 政務調査会は、政務調査会長その他全団員で構成する。

(綱紀委員会)

- 第8条 本議員団に、規律ある運営に資するため、綱紀委員会を置く。
- 2 第14条2項によって綱紀委員会が決定した処分は、団の決定とする。
- 3 綱紀委員会は、本議員団の代表が委員長を務めるものとし、委員長及び 本議員団の中から委員長が指名する複数名の委員をもって構成する。
- 4 綱紀委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

第4章 役 員

(代表)

- 第9条 本議員団に、代表を置く。
- 2 代表は、議会内外に対して、本議員団を代表する。
- 3 代表の選出は、所属議員による選挙によって行う。
- 4 代表選挙の立候補者が1人である場合には、議員団総会における承認を もって、選挙に代えることができる。
- 5 任期途中で代表が欠けた場合には、議員団総会において代表を選出する ことができる。

(政務調査会長)

- 第10条 本議員団に、政務調査会長を置く。
- 2 政務調査会長は、本議員団及び所属議員の政策活動を統括する。
- 3 政務調査会長は、代表が議員団総会の承認を得てこれを選任する。

(その他執行機関)

- 第11条 本議員団に、総務責任者、経理責任者及び広報責任者を置く。
- 2 総務責任者、経理責任者及び広報責任者は、代表が議員団総会の承認を 得てこれらを選任する。

3 代表は、必要と判断する場合、本議員団の執行に必要なその他の機関及 び長を置くことができる。

(役員の任期)

- 第12条 役員の任期は1年とする。但し再選は妨げない。
- 2 役員改選は、毎年度初回の市議会定例会開会までに行うことを原則とし、 補欠又は増員によって選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任 期間とする。ただし、任期満了後も後任者が決定するまで、その任務は遂 行するものとする。

第5章 綱 紀

(綱紀の履行)

- 第13条 所属議員は、本議員団の政策に従い行動することを基本とし、選 良としての自覚と品位を保ち、さらに議員団としての規律と、本団則に定 めた綱紀を厳粛に履行しなければならない。
- 2 所属議員は、議員団総会における決定事項を遵守し、団の名誉・品位を 毀損することなく、団の構成員として統一行動をとらなければならない。

(処分)

- 第14条 前条に規定する綱紀に抵触する言動のあった議員は、代表が綱紀 委員会に諮り、結論を得て代表が処分を執行するものとする。
- 2 綱紀委員会は、処分に該当する言動に応じて次の各号に掲げる処分を決 定する。
 - 一 厳重注意
 - 二 議員団活動停止
 - 三 離団勧告
 - 四 除団

3 処分の結果は原則公表とする。

(不服申し出)

- 第15条 前条により処分を受けた者が、その処分に不服のあるときは、7 日以内に綱紀委員会に申し出て、再審査の請求をすることができる。
- 2 前項の申し入れがあった場合は、綱紀委員会は7日以内に再審査の決定 を出すものとする。

第6章 議会活動

(市議会における役職の専任)

- 第16条 代表、会計責任者は団の役職に倣う。
- 2 各種委員会委員は議員団総会で協議・決定する。
- 3 政務活動費の支出・会計処理については規律に従い厳格に扱う。

(活動指針)

第17条 本会議及び委員会等では、本団則に定めた綱紀を厳粛に履行した 上で活動・発言しなければならない。

第7章 会 計

(会 計)

- 第18条 本議員団の経費は、団費、政務活動交付金、寄付等その他の収入 をもって充てる。
- 2 経理責任者は、会計責任者として代表の指揮のもとに本議員団の経費を 管掌する。

(会計年度)

第19条 会計年度は、毎年5月の役員構成の時点から翌年の役員構成の時 点までの期間とする。

(決 算)

第20条 経理責任者は、会計年度終了後1か月以内に決算報告書を作成し、 議員団総会に報告しなければならない。

第8章 改 正

(団則の改廃)

第21条 本団則の改廃は、議員団総会において決定する。

附則

(施行期日)

この団則は、令和元年5月27日から施行する。